

(1) ホームヘルプサービス	4時間
<ul style="list-style-type: none"> ○ 訪問介護事業所 ○ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ○ 夜間対応型訪問介護 ○ 居宅介護事業所、重度訪問介護事業所 	
(2) 施設サービス	8時間
<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) ○ 介護老人保健施設 ○ 介護療養型医療施設 ○ 認知症対応型共同生活介護事業所(認知症高齢者グループホーム) ○ 特定施設入居者生活介護事業所(「入居時要介護」と表示された介護付有料老人ホーム、軽費老人ホーム等、なお、地域密着型を含む) ○ 障害者支援施設 ○ (福祉型・医療型)障害児入所施設 	
(3) 在宅サービス	6時間
<ul style="list-style-type: none"> ○ 通所介護・介護予防通所介護 ○ 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション ○ 訪問看護・介護予防訪問看護(ステーション含) ○ 訪問入浴・介護予防訪問入浴介護 ○ 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション ○ 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護 ○ 小規模多機能型居宅介護事業所・介護予防小規模多機能型通所介護 ○ 複合型サービス ○ 生活介護、自立訓練(生活訓練・機能訓練)、就労移行支援、就労継続支援(A型・B型) ○ (福祉型・医療型)児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援 ○ 身体障害者福祉センターB型 	

※原則として、一覧にある施設とする。ただし、その他の施設を申請する場合は、その事業所が実習施設として適当であることを説明した理由書を提出すること。そのうえで、実習施設として十分な理念・人材等を有していると判断した場合、実習施設として認めることにする。

※施設設置後3年以上経過している施設とし、実習指導者が必要数配置されていること。

※実習は実習指導者とともに施設あるいは利用者宅等で、実際の介護等を行うこと(見学や実習指導者による講義のみは実習とは認めない)。

※実習の時間数18時間については、1～10の各研修科目の合計時間の内数として差し支えない。ただし、その際も各研修科目ごとに所定の時間数の1/2以上を確保すること。

※1～9の研修科目修了後(修了評価を除く)に実施すること。

※実習先は、原則として受講者の勤務先とならないようにすること。

※実習の実施時間は、1日8時間を上限とすること。